

福井県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月3日

福井県監査委員	大森 哲男
同	笹原 修之
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

定期監査等の結果に関する報告

第1 監査の概要

県の機関における財務等に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査等を実施した。

1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、令和7年7月から令和8年2月までの間に定期監査等を実施したもののうち、普通会計および公営企業会計に係る235機関である。

2 監査の主眼および重点事項等

(1) 定期監査（財務監査）においては、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼として監査を行った。また、次の3点を重点事項として実施した。

- ア 現金等の取扱いについて
- イ 公有財産の管理について
- ウ 国費等の受入事務について

(2) 行政監査においては、事務の執行が適正に行われているかを主眼とし、次を重点事項として実施した。

- ア 内部統制制度の運用状況について

3 監査の実施内容

対象235機関のうち、178機関については実地監査を、57機関については書面監査を実施した。

	対象機関	本 庁	出先機関	計	計	
					実地監査	書面監査
普通会計	知 事 部 局	73	56	129	97	32
	会 計 局	3		3	3	
	教育委員会	6	47	53	34	19
	各種委員会	3		3	3	
	公安委員会	31	11	42	36	6
	議 会 局	1		1	1	
公営企業会計		3	1	4	4	
計		120	115	235	178	57

(1) 実地監査について

対象機関に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が対象機関の関係者から説明を受けて実施した。

なお、議員のうちから選任される監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、議会局の監査のうち政務活動費に係る監査に加わらなかった。

(2) 書面監査について

対象機関に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果に基づき、監査委員が書面により令和7年7月～8月および令和8年2月に実施した。

第2 監査の結果

1 定期監査（財務監査）

(1) 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は416件であった。

なお、自己点検で不備を発見し、是正した事案については、指摘事項に該当するものを指導事項として取扱うなど、内部統制の取組も評価した上で結果を決定した。

(件)

区分	本庁				出先機関				計			
	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計
予算関係				0				0	0	0	0	0
収入関係		2	6	8		7	22	29	0	9	28	37
支出関係		9	64	73		3	42	45	0	12	106	118
契約関係		2	31	33		1	51	52	0	3	82	85
工事関係		1	5	6			17	17	0	1	22	23
財産管理関係		17	45	62		21	59	80	0	38	104	142
その他		3	5	8		1	2	3	0	4	7	11
合計	0	34	156	190	0	33	193	226	0	67	349	416

《勧告事項》指摘事項に該当するもののうち、次の全てについても該当するもの

・社会的または財政的な影響が大きいもの

・全庁的（組織的）な対応が求められるものであって、早急かつ確実な再発防止策を講じる必要があるもの

《指摘事項》・違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの

・故意または過失が原因となっているもの

《指導事項》・指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

(2) 部局別の実施結果

是正または改善を要する事項の部局別の内訳は次のとおりである。

なお、詳細については「4 部局別の実施結果」に記載のとおりである。

(件)

区分	本庁				出先機関				計					
	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計		
普通 会 計	総務部		1	16	17		1	1	2	0	2	17	19	
	未来創造部		5	12	17		2	7	9	0	7	19	26	
	防災安全部			8	8			4	4	0	0	12	12	
	交流文化部		3	12	15		1	23	24	0	4	35	39	
	エネルギー環境部			6	6			4	4	0	0	10	10	
	健康福祉部		6	31	37		4	18	22	0	10	49	59	
	産業労働部			14	14		1	9	10	0	1	23	24	
	農林水産部		2	17	19		1	20	21	0	3	37	40	
	土木部		2	15	17		8	37	45	0	10	52	62	
	会計局		1	4	5				0	0	1	4	5	
	教育委員会			8	6	14		6	50	56	0	14	56	70
	各種委員会				2	2			0	0	0	2	2	
	公安委員会			6	9	15		9	13	22	0	15	22	37
	議会局				2	2			0	0	0	2	2	
公営企業会計				2	2			7	7	0	0	9	9	
合計	0	34	156	190	0	33	193	226	0	67	349	416		

2 行政監査

内部統制制度の運用状況について重点的に監査を実施した結果、軽微な不備は見受けられたものの、概ね適正に執行されていた。

3 所見

(1) 定期監査（財務監査）

ア 是正または改善を要する事項の件数は年々減少傾向にある。

しかしながら、依然として軽微な誤りや基本的な手続誤りが多く発生している。職員に対する研修や所属内教育等により会計事務の習熟を図るとともに、各担当者が公金を取り扱っている責任を十分認識して慎重な事務執行に努めることが求められる。さらに、所属長自らが執行の責任を負っているという当事者意識を持ち、内部統制の徹底に努められたい。

イ 国費等の受入事務（重点事項）については、就学支援金に係る国への申請額を誤っていた1件を除き、概ね適正に執行されていた。引き続き組織としてのチェック体制のさらなる強化に努められたい。

ウ 現金等の取扱い（重点事項）について、領収した現金の指定金融機関への払込遅延など管理が適正でない所属が認められた。紛失や盗難等の事故防止の観点から、厳正な管理を徹底し、慎重かつ確実に取り扱われたい。

エ 契約事務において、一括して発注可能な契約を、合理的理由がないにもかかわらず一定金額以内に分割して随意契約としているものや、見積書を徴さずに契約しているものがあつた。また、電子入札システムへの金額の入力誤りなどのヒューマンエラーが多数見受けられた。公正性と競争による経済性の確保を徹底し、行政への信頼を損なわないよう、厳格で適正な事務の執行に努められたい。

オ 補助金等について、履行確認や検査が適正に行われなかったことなどにより、過大に交付しているものがあつたため、検査を厳格に実施されたい。また、要綱やマニュアルが事業の実態に即していないものが散見されたため、見直しを進められたい。

カ 公用車の事故が依然として多発しており、その約半数は駐車する際に発生している。後退時等の周囲の安全確認不足や運転技量の未熟さなどが原因であり、実技を伴う安全運転講習やバックモニターの装着などを推進されたい。

キ 各分野で実施している情報発信について、各々の所属がSNSやアプリなど多様な媒体を活用しているが、県民に十分に認知されていない実態がある。プッシュ型の発信や県の情報を総括するサイト等への分かりやすい誘導を進めるなど、県民のニーズを踏まえたより効果的な情報発信の手法を検討されたい。

ク 所属間で目的が類似する事業や成果が目標に達していない事業が見受けられることから、適正な事業評価に基づき目的や成果指標等を整理しながら、統合・再編または廃止を積極的に進められたい。これにより、財源や人材などのリソースを効果的かつ効率的に再配分し、県民のニーズを捉えた行政サービスの充実に取り組まれたい。

(2) 行政監査

内部統制制度が導入されて5年が経過し、自己点検により不適事項を把握した件数は年々増加しているが、依然として外部からの指摘によるものも多く見受けられる。監査で認められた不適事項の中には、所属における自己点検で把握されていなかったものも多い。また、今年度は過去の工事発注における情報漏洩事案が発覚したが、法令遵守やリスク管理を一層徹底する必要がある。

内部統制制度を形骸化させることなく、各所属においては自己点検を確実に実施し、内部統制推進部局においては推進・評価の精度向上に努め、県民に信頼される行政運営を進められたい。

4 部局別の実施結果

(1) 普通会計

ア 総務部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
知事公室秘書課、知事公室広報広聴課、財政課、税務課、人事課 財産活用課、情報公開・法制課、大学私学課、市町協働課	7. 8.21

出先機関

対象機関	実施年月日
福井県税事務所	7.12. 5

(イ) 結果

指摘事項が2件、指導事項が17件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 財産関係

・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
福井県税事務所		1件		151,624円	

b その他

・基金の運用益金の処理について、条例で定める適正な手続を執っていなかった。

(人事課)

イ 未来創造部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
未来戦略課、DX推進課、定住促進課、女性活躍課、県民協働課 新幹線政策連携室、新幹線建設推進課、地域鉄道課 交通まちづくり課、統計調査課	7. 7.31

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南振興局（若狭）	7.10.29	京都事務所	8. 2.13
嶺南振興局（二州）	7.10.28	大阪事務所	8. 2.13
東京事務所	7.11.14	生活学習館	7.12. 5
名古屋事務所	7.11.13		

(イ) 結果

指摘事項が7件、指導事項が19件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 支出関係

- ・補助金について、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査し、補助金1件2,138円を過大に交付していた。（県民協働課）
- ・補助金について、変更交付決定が著しく遅れているものがあった。（嶺南振興局（若狭））

b 契約関係

- ・予定価格が50万円以上の委託契約において、予定価格調書を作成していないものや記載を誤っているもの、決定者の押印がないものなどがあった。（DX推進課）

c 工事関係

- ・総合評価落札方式を適用した工事の入札において、基準価格の入力を誤り、評価値が正しく算出されないまま結果を公表していた。（交通まちづくり課）

d 財産管理関係

- ・パソコンを損傷し、修繕費126,500円の支払が発生していた。（女性活躍課）
- ・行政財産使用料について、公有財産の評価替に伴う差額調整を行っておらず、年度を越えて追加徴収していた。（生活学習館）
- ・公用車等の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
交通まちづくり課		1件		328,625円	

ウ 防災安全部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、県民安全課、危機管理課、消防保安課 原子力安全対策課	7. 8.20

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
消防学校	8. 2.13	原子力環境監視センター	7.11. 6

(イ) 結果

指導事項が12件認められた。

エ 交流文化部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、誘客推進課、観光政策課、インバウンド交流課 文化課、スポーツ課、ふくい桜マラソン課	7. 7.29

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
恐竜博物館	8. 2.13	一乗谷朝倉氏遺跡博物館	8. 2.13
歴史博物館	8. 2.13	福井運動公園事務所	7.12. 2
美術館	8. 2.13	武道館	8. 2.13
若狭歴史博物館	7.11.21		

(イ) 結果

指摘事項が4件、指導事項が35件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 財産管理関係

・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
インバウンド交流課		2件		208,076円	
ふくい桜マラソン課		1件		130,768円	
若狭歴史博物館	1件		516,328円	407,713円	
計	1件	3件	516,328円	746,557円	0円

b その他

・債務負担行為の執行伺の作成を失念し、支払が遅延していた。また、決裁権者の決裁および会計局への合議を行っていなかった。(誘客推進課)

オ エネルギー環境部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、エネルギー課、環境政策課、循環社会推進課 自然環境課	7. 7.28

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
自然保護センター	8. 2.13	年縞博物館	8. 2.13
海浜自然センター	8. 2.13		

(イ) 結果

指導事項が10件認められた。

カ 健康福祉部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、地域福祉課、長寿福祉課、障がい福祉課 こども未来課、児童家庭課、健康政策課、保健予防課	7. 8. 5
地域医療課、医薬食品・衛生課	7. 8. 6

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井健康福祉センター	7. 9. 9	こども療育センター	7. 9. 2
坂井健康福祉センター	7.10.27	児童・女性相談所	8. 2.13
奥越健康福祉センター	7. 8.28	嶺南振興局敦賀児童相談所	8. 2.13
丹南健康福祉センター	8. 2.13	和敬学園	7.10. 9
嶺南振興局二州健康福祉センター	7.11. 6	看護専門学校	7. 9. 2
嶺南振興局若狭健康福祉センター	8. 2.13	衛生環境研究センター	8. 2.13
障がい福祉・精神保健相談所	8. 2.13		

(イ) 結果

指摘事項が10件、指導事項が49件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 収入関係

- 行政財産貸付料の調定について、失念しているものや、著しく遅れているものがあった。(坂井健康福祉センター)

b 支出関係

- 補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手續が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。(児童家庭課)
- 補助金について、交付決定が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。(地域医療課)
- 報償費について、翌年度予算で支払っているものがあった。(保健予防課)

c 財産管理関係

- 郵便はがきを紛失していた。(地域福祉課)
- 公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
長寿福祉課		1件		356,235円	
児童家庭課		1件		303,105円	
奥越健康福祉センター		1件		330,220円	21,700円
嶺南振興局若狭健康福祉センター		3件		230,096円	
児童・女性相談所	2件		430,131円	350,662円	
計	2件	6件	430,131円	1,570,318円	21,700円

キ 産業労働部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、経営改革課、労働政策課、成長産業立地課 産業技術課、商業・市場開拓課	7. 7.24

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井産業技術専門学院	7.12. 8	工業技術センター	8. 2.13
敦賀産業技術専門学院	8. 2.13		

(イ) 結果

指摘事項が1件、指導事項が23件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 財産管理関係

- ・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
福井産業技術専門学院		1件		107,668円	

ク 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、流通販売課、福井米戦略課、園芸振興課 中山間農業・畜産課、農村振興課、農地保全整備課、水産課 県産材活用課、森づくり課	7. 7.25

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井農林総合事務所	7.11. 5	畜産試験場	7.11.20
坂井農林総合事務所	7. 9.29	家畜保健衛生所	8. 2.13
奥越農林総合事務所	7.10.15	水産試験場	8. 2.13
丹南農林総合事務所	7.11.11	越前漁港事務所	7. 8.29
農業試験場	7. 9.10	総合グリーンセンター	7.11. 7

(イ) 結果

指摘事項が3件、指導事項が37件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 支出関係

- ・資金前渡した負担金について、口座からの払出しが遅れ、職員が立替払しているものがあった。(県産材活用課)
- ・現年度予算で執行すべき県補助金を、繰越されたものと誤認し、新年度予算で支払っているものがあった。(福井農林総合事務所)

b 財産管理関係

- ・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
中山間農業・畜産課		1件		330,000円	

ケ 土木部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、土木管理課、道路建設課、高規格道路課 道路保全課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、都市計画課 建築住宅課、公共建築課	7. 8.18

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井土木事務所	7.11.28	嶺南振興局小浜土木事務所	7.10.17
三国土木事務所	7.10.16	吉野瀬川ダム建設事務所	8. 2.13
奥越土木事務所	7.10. 7	福井港湾事務所	8. 2.13
丹南土木事務所	7.11.17	嶺南振興局敦賀港湾事務所	7. 9.26
嶺南振興局敦賀土木事務所	7.10. 3	福井空港事務所	8. 2.13

(イ) 結果

指摘事項が10件、指導事項が52件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 収入関係

- ・令和6年度歳入で受け入れなければならない電気料個人負担金について、翌年度歳入で受け入れていた。(奥越土木事務所)
- ・河川占用料の調定が著しく遅れているものがあつた。(奥越土木事務所)
- ・道路占用料の調定が著しく遅れているものがあつた。(丹南土木事務所)
- ・昨年度に引き続き、土木使用料の調定が著しく遅れているものがあつた。(嶺南振興局敦賀土木事務所)
- ・港湾使用料について、出納整理期間中に1年以上遡って調定し、収入未済を発生させたものがあつた。(嶺南振興局敦賀港湾事務所)

b 支出関係

- ・補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあつた。(都市計画課)

c 契約関係

- ・委託契約の金額に変更があつたにもかかわらず、変更契約の締結が著しく遅れているものがあつた。(三国土木事務所)

d 財産管理関係

- ・パソコンを損傷し、修繕費115,000円(概算)が発生していた。(建築住宅課)
- ・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
丹南土木事務所		2件		368,335円	
嶺南振興局小浜土木事務所	1件		830,500円	532,818円	
計	1件	2件	830,500円	901,153円	0円

コ 会計局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
審査指導課、会計課、工事検査課	7. 8.20

(イ) 結果

指摘事項が1件、指導事項が4件認められた。
 なお、指摘事項は次のとおりであった。

a その他

- ・職員の預金口座振替依頼書を紛失しているものがあつた。 (会計課)

サ 教育委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
教育政策課、教職員課、高校教育課、義務教育課 生涯学習・文化財課、保健体育課	7. 7.23

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南教育事務所	7.11.19	美方高等学校	7. 9. 5
生涯学習センター	7.12. 5	若狭高等学校	8. 2.13
教育総合研究所	7. 9.19	福井農林高等学校	7. 9.10
特別支援教育センター	7. 9. 2	科学技術高等学校	7.12. 2
図書館	8. 2.13	敦賀工業高等学校	8. 2.13
こども歴史文化館	8. 2.13	福井商業高等学校	8. 2.13
奥越高原青少年自然の家	7. 8.28	坂井高等学校	7.10.27
芦原青年の家	8. 2.13	奥越明成高等学校	7. 8.28
鯖江青年の家	8. 2.13	武生商工高等学校	7.12. 3
三方青年の家	7. 9. 5	若狭東高等学校	7.11.19
藤島高等学校	7.12. 5	道守高等学校	7.12. 2
高志高等学校	7. 9. 9	盲学校	7.12. 8
羽水高等学校	8. 2.13	ろう学校	8. 2.13
足羽高等学校	8. 2.13	福井特別支援学校	8. 2.13
三国高等学校	7.11.20	福井南特別支援学校	8. 2.13
金津高等学校	7.11.27	福井東特別支援学校	7. 9. 2
丸岡高等学校	8. 2.13	清水特別支援学校	8. 2.13
大野高等学校	7.10.23	嶺北特別支援学校	8. 2.13
勝山高等学校	7.10.23	奥越特別支援学校	7.10.23
鯖江高等学校	8. 2.13	南越特別支援学校	7.12. 3
丹生高等学校	7.10. 9	嶺南東特別支援学校	7. 9. 5
武生高等学校	8. 2.13	嶺南西特別支援学校	7.11.19
武生東高等学校	8. 2.13	高志中学校	7. 9. 9
敦賀高等学校	8. 2.13		

(イ) 結果

指摘事項が14件、指導事項が56件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 収入関係

- ・授業料の免除決定に伴う還付加算金の支払のための手続が著しく遅延していた。
(教職員課)
- ・県立学校を経由して申請のあった就学支援金について、国への申請額を誤っているものがあつた。
(教職員課)
- ・洗濯機・乾燥機の利用料を翌年度歳入に計上していた。
(奥越高原青少年自然の家)

b 支出関係

- ・補助金について、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査し、補助金1件12,000円を過大に交付していた。
(教職員課)
- ・会計年度任用職員の雇用保険を遡及して加入し、追徴金3,000円の支払が発生していた。
(教職員課、嶺南西特別支援学校)
- ・委託料について、消費税の計算を誤り、2,356円を過大に支払っているものがあつた。
(保健体育課)

c 契約関係

- ・予定価格が50万円以上の委託契約において、予定価格調書を作成していないものが複数あつた。
(生涯学習・文化財課)

d 財産管理関係

- ・ETCカードを一時的に紛失していた。
(教育政策課)
- ・不注意により展示ケースガラスを損傷し、修繕費110,000円の支払が発生していた。
(教育総合研究所)
- ・証券で受領した契約保証金について、現金払込書により指定金融機関に払込まず手元保管していた。
(金津高等学校)
- ・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
生涯学習・文化財課		2件		1,121,550円	
奥越高原青少年自然の家		1件		191,048円	
計	0件	3件	0円	1,312,598円	0円

e その他

- ・草刈り作業の際、不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金91,564円の支払が発生していた。
(清水特別支援学校)

シ 各種委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局	7.7.14

(イ) 結果

指導事項が2件認められた。

ス 公安委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
総務課、県民サポート課、警務課、会計課、厚生課、監察課 留置管理課、情報技術企画課、機動警察隊、生活安全企画課 地域指導課、人身安全・少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課 刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課 捜査支援分析課、鑑識課、科学捜査研究所、交通企画課、交通指導課 交通規制課、運転免許課、高速道路交通警察隊、公安課、警備課 機動隊、原子力施設警備隊、警察学校	7. 8. 19

出先

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井警察署	7. 12. 8	坂井西警察署	7. 9. 19
福井南警察署	8. 2. 13	鯖江警察署	8. 2. 13
大野警察署	8. 2. 13	越前警察署	8. 2. 13
勝山警察署	8. 2. 13	敦賀警察署	8. 2. 13
あわら警察署	7. 11. 27	小浜警察署	7. 11. 21
坂井警察署	7. 11. 7		

(イ) 結果

指摘事項が15件、指導事項が22件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 財産管理関係

- ・庁舎管理の瑕疵により、損害賠償金11,080円の支払が発生していた。

(敦賀警察署)

- ・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
機動警察隊		1件		133,122円	
生活環境課		1件		159,500円	
刑事企画課	1件		37,400円		
捜査第一課	2件		11,000円	182,578円	
交通指導課	1件		252,210円	140,008円	
原子力施設警備隊	1件		193,600円		
福井警察署	6件		602,915円	876,282円	
福井南警察署		2件		189,563円	
大野警察署		2件		188,705円	
勝山警察署	2件		68,750円	233,431円	
坂井警察署	3件		35,200円	1,750,155円	
鯖江警察署	5件		57,200円	404,404円	
敦賀警察署	7件		1,014,000円	1,615,565円	
小浜警察署		2件		167,211円	20,000円
計	28件	8件	2,272,275円	6,040,524円	20,000円

セ 議会局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
議会局	7. 8.20

(イ) 結果

指導事項が2件認められた。

(2) 公営企業会計

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
県立病院 (病院事業会計)	7. 8. 6	長寿福祉課 (病院事業会計)	7. 7.18
公営企業課 (工業用水道事業会計) (水道用水供給事業会計) (臨海工業用地等造成事業会計) (臨海下水道事業会計)	7. 7.18	河川課 (流域下水道事業会計)	7. 7.18

(イ) 結果

指導事項が9件認められた。

(3) 指導事項の主なもの

ア 収入関係

- ・行政財産使用料等の調定が遅れているものがあつた。
- ・調定金額の算定を誤り、過少または過大徴収となっているものがあつた。
- ・授業料の免除決定に伴う還付手続が遅れ、還付加算金が発生しているものがあつた。

イ 支出関係

- ・一括して発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注しているものがあつた。
- ・補助金について、事業に要する経費の配分が20%以上変更になったにもかかわらず計画変更手続を執らせていないものがあつた。
- ・公共料金等の支払手続を失念し、口座引落不能となっているものがあつた。

ウ 契約関係

- ・委託契約において、契約保証金の免除要件を満たしていないにもかかわらず、免除しているものがあつた。
- ・一般競争入札や随意契約の手続において、入札システムへの入力誤りにより、手続を取り止めているものがあつた。
- ・工事請負契約において、金融機関等との履行保証内容変更契約締結前に変更契約を交わし、保証が適用されない期間が生じているものがあつた。

エ 財産管理関係

- ・新たに取得した備品について、台帳に登録していないものや、登録する際に金額を誤っているものがあつた。

- ・物品の廃棄において、産業廃棄物処理業者に処理依頼をしていないものがあった。

オ その他

- ・基金の受入・払出について、適正な手続を執っていないものがあった。
- ・財務に係る証拠書類等を紛失しているものがあった。